

2023年4月28日

各位

株式会社 bitFlyer

**Lightning FX の現物決済（現引・現渡）廃止に係る関連書面の変更および
Lightning FX に適用される SFD 比率の一部見直しに関するお知らせ**

当社は、2023年3月28日に「Lightning FX 現物決済（現引・現渡）サービス終了のお知らせ」においてご案内の通り、Lightning FX 現物決済（現引・現渡）廃止に係る関連書面の変更を4月28日付けで実施いたします。なお、これは当社の提供する暗号資産関連店頭デリバティブ取引のうち Lightning FX に関する条件の変更であり、Lightning FX の取引は現状通り引き続きご利用いただけます。また、当社が別途に提供する暗号資産現物取引サービスについても、現状通りご利用いただけます。

また、この度、Lightning FX に適用される SFD（Swap For Difference）比率を一部見直すことにつき、お知らせいたします。なお、変更後の比率で SFD の授受を開始する時期につきましては2023年5月29日以降を予定しており、具体的な日時を決定次第、改めてご案内いたします。これは Lightning FX の取引価格と暗号資産現物取引価格の間の価格差を縮小させ、両者の連動性を強めることを意図するものです。

【Lightning FX SFD 比率の変更について】

(旧)

価格乖離	SFD 比率
5%以上 10%未満	約定金額の 0.25%
10%以上 15%未満	約定金額の 0.50%
15%以上 20%未満	約定金額の 1.00%
20%以上	約定金額の 2.00%

(新)

価格乖離	SFD 比率
5%以上 10%未満	約定金額の 0.25%
10%以上 15%未満	約定金額の 0.50%
15%以上 20%未満	約定金額の 1.00%
20%以上 <u>25%未満</u>	約定金額の 2.00%
<u>25%以上 30%未満</u>	約定金額の 4.00%
<u>30%以上</u>	約定金額の 8.00%

当社は現在、Lightning FX の取引価格と暗号資産現物取引価格の連動性をさらに強化するため、より抜本的な Lightning FX の設計変更案の具体化を進めております。上記のとおり変更する SFD 比率の適用を即効性の高い乖離防止策として実施する一方、中長期的な施策についても後日改めてお知らせできるよう鋭意進めてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://bitflyer.com/ja-jp/s/commission>

なお、上記のうち現物決済条項の削除等に伴い、契約締結前交付書面（デリバティブ取引）を4月28日付で改訂いたします。4月28日付の書面および新旧対照表は下記リンクよりダウンロードいただけますので、ご確認をお願いいたします。

契約締結前交付書面（デリバティブ取引）：4月28日付

<https://bitflyer.com/pub/terms/ja-jp/explanation-derivative-regulation.pdf>

新旧対照表：4月28日付

<https://bitflyer.com/pub/20230428r-explanation-derivative-regulation-comparison-ja.pdf>

2023年3月28日のお知らせはこちら

<https://bitflyer.com/pub/20230328-announcement-termination-of-lightning-FX-physical-delivery-settlements-ja.pdf>

また、上記のうちSFD比率変更に伴い、契約締結前交付書面（デリバティブ取引）を5月29日付で再度改訂すべく準備を進めております。5月29日付の書面および新旧対照表は下記リンクよりダウンロードいただけますので、ご確認をお願いいたします。5月29日以降もLightning FXを取引していただくためには、画面上で5月29日付の書面の内容に同意していただく必要がございます。詳細については、必要に応じて後日改めてご案内をさせていただきます。

契約締結前交付書面（デリバティブ取引）：5月29日付

<https://bitflyer.com/pub/20230529-explanation-derivative-regulation-amendment-ja.pdf>

新旧対照表：5月29日付

<https://bitflyer.com/pub/20230529-explanation-derivative-regulation-comparison-ja.pdf>

今後とも、何卒bitFlyerグループをよろしく願いいたします。

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません。特定の者によりその価値を保証されているものではありません。
- 販売所取引では、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。
- 暗号資産交換取引および暗号資産関連店頭デリバティブ取引（以下、併せて「暗号資産関連取引」といいます。）のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「手数料一覧」に定める通りです。

手数料一覧:

<https://bitflyer.com/ja-jp/Commission>

- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うには、証拠金の差し入れが必要です。

証拠金についての詳細は「Lightning FX とは?」および「Lightning Futures とは?」をご覧ください。

Lightning FX とは?:

<https://lightning.bitflyer.com/about-fx?lang=ja#Rule>

Lightning Futures とは?:

<https://lightning.bitflyer.com/about-futures?lang=ja#Rule>

- 暗号資産関連取引は、元本を保証するものでなく、価格変動により損失が生じることがあります。
- 暗号資産関連取引を開始する場合や継続して行う場合には、「契約締結前交付書面」等をご確認いただき、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取

引経験および取引目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

●暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引金額がその取引についてお客様が預入れる証拠金の額と比して大きいため、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。

●電子認証に用いられるパスワードが第三者に悪用された場合、お客様に損失が生じる可能性があります。

●暗号資産は、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、また不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができます。なお、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。

●当社の業務や財産状況が悪化した場合には、お客様が損失を被る可能性があります。なお、当社においては、お客様の資産を当社の資産とは分別して管理しております。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業 関東財務局長(金商)第 3294 号

加入協会:一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

【株式会社 bitFlyer について】

当社は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. および bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、顧客満足度 No.1*となるなど、お客様にご愛顧いただいています。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

サービスサイト：<https://bitflyer.com>

*調査概要：2022 年 11 月期 暗号資産取引所サービスについての市場調査 調査機関：
日本マーケティングリサーチ機構 調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：pr@bitflyer.com